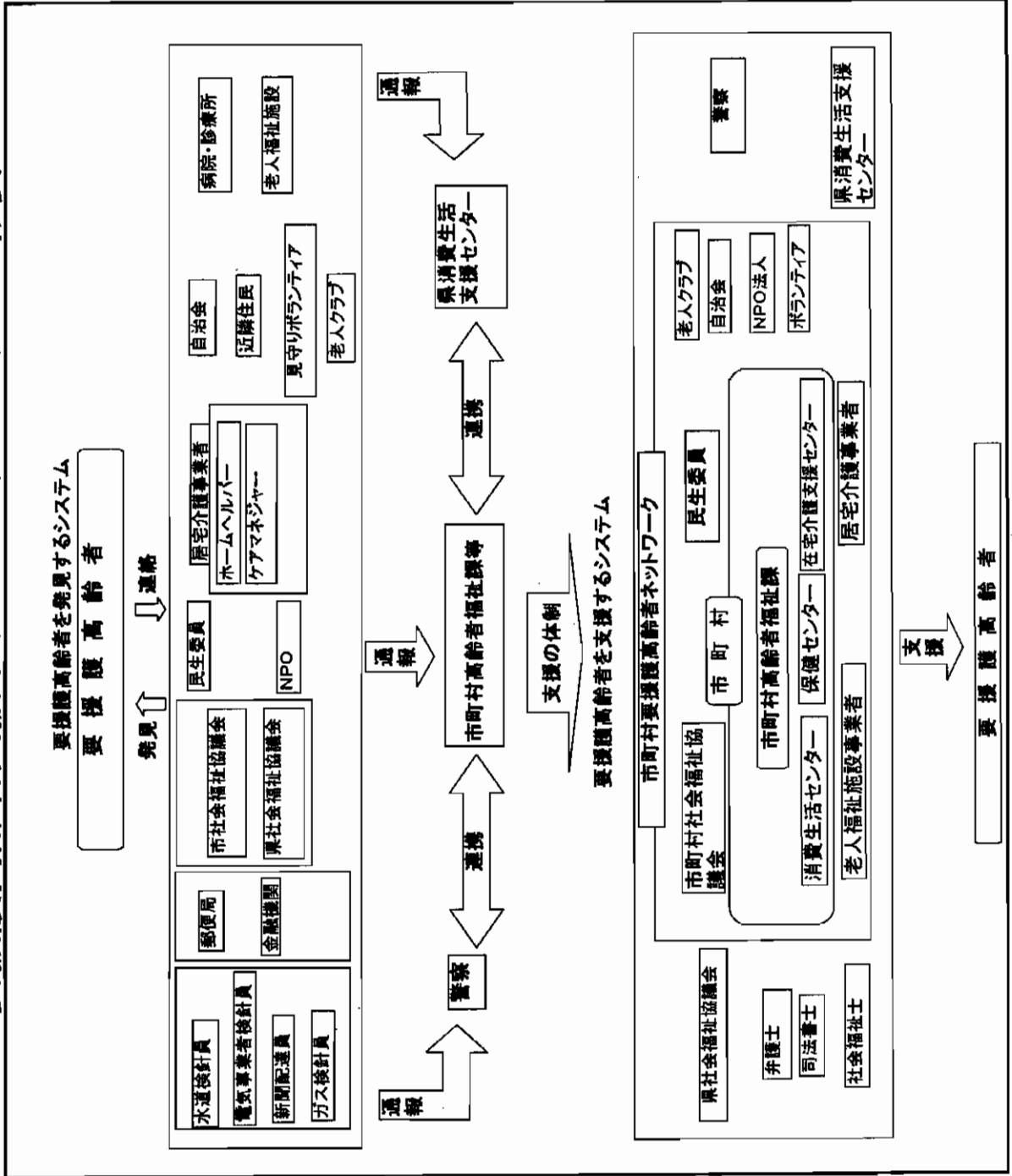




# 埼玉県

平成18年1月31日

# 要援護高齢者支援ネットワークシステムの概要



# 要援護高齢者等支援ネットワーク会議 (協定締結事業者)

団 体 名	
1	埼玉県社会福祉協議会
2	埼玉県老人福祉施設協議会
3	埼玉県民生委員・児童委員協議会
4	埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会
5	呆け老人をかかえる家族の会埼玉県支部
6	埼玉県老人クラブ連合会
7	埼玉県医師会
8	埼玉県自治会連合会
9	埼玉県新聞販売組合
10	東京電力埼玉支店
11	埼玉県ガス協会
12	埼玉県L Pガス協会
13	埼玉りそな銀行
14	武蔵野銀行
15	埼玉縣信用金庫

# 要援護高齢者等支援ネットワーク 覚書締結式

- 1 日時 平成17年9月22日(木)  
10時00分～10時30分
- 2 場所 庁議室
- 3 主催 県
- 4 内容
- 5 主な出席者 埼玉県医師会会長  
新聞販売組合組合長  
東京電力(株)埼玉支店総務部長  
埼玉県ガス協会会長  
埼玉県LPガス協会専務理事  
(株)埼玉りそな銀行取締役  
(株)武蔵野銀行執行役員公務渉外部長  
埼玉県信用金庫総務部長  
埼玉県自治会連合会副会長  
埼玉県社会福祉協議会副会長  
埼玉県民生委員・児童委員協議会会長  
埼玉県老人クラブ連合会会長  
埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会会長  
埼玉県老人福祉施設協議会副会長  
呆け老人をかかえる家族の会 埼玉県支部副代表

担当者 長寿社会政策課在宅支援担当 内線3243
-----------------------------

## 埼玉県要援護高齢者等支援ネットワークに関する覚書

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と埼玉県(以下「乙」という。)は、埼玉県内における要援護高齢者等の支援に関し、以下のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1 この覚書は、認知症高齢者等の援護を要する高齢者等が安心した生活を営めるよう、県内の市町村が行うネットワークの形成を支援することを目的とする。

(会員への働きかけ)

第2 甲は、甲を構成する会員が、市町村が行う要援護高齢者等支援の取り組みに協力するよう努めるものとする。

2 甲は、甲を構成する会員が、市町村に対し協力できる業務を以下の項目を標準として定めるものとする。

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(情報提供)

第3 乙は、甲に対し、要援護高齢者の支援に関する情報の提供に努めるものとする。

(遵守事項)

第4 甲乙は、この覚書を相互の理解と信頼の下に運営するため、以下のことを遵守する。

(1) この覚書を自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。

(2) この覚書に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(協議)

第5 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれが各1通を保有する。

平成17年9月22日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

甲

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

乙

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県

埼玉県知事 上田清司

# 要援護高齢者等支援ネットワークに対し 御協力をいただける事項

## 埼玉県社会福祉協議会

- ・ 「権利擁護センター」により直接高齢者や家族からの相談に応じるとともに、必要により弁護士等による相談業務を実施する。
- ・ 市町村社会福祉協議会等と協力して「福祉サービス利用援助事業」を積極的に実施する。

## 老人福祉施設

- ・ 緊急の場合に、保護を要する高齢者を受け入れる。
- ・ 在宅介護支援センターは、高齢者の支援にあたり市町村と連携する。

## 民生委員

- ・ 要援護者を把握し、日頃から見守り、相談を行うとともに、相談を受けたり、多数の請求書があるなど被害等が見込まれる場合は、本人・家族に相談のうえ市町村等につなげる。

## 在宅福祉事業者

- ・ 訪問介護員・ケアマネジャーなどの業務を通じて、高齢者等の自宅を訪問、高齢者に接する際に、高齢者の状況、変化を直接把握できる。
- ・ 相談を受けたり、不審な書類（見積書、契約書、納品書等）や多数の請求書があるなど被害等が見込まれる場合は、本人・家族に確認のうえ、市町村や消費生活相談につなげる。また、必要に応じクーリングオフの手続きについて、助言や代行を行う。

## 呆け老人をかかえる家族の会

- ・ 「電話相談」電話にかかってきた相談に、しっかり対応できるようにし、必要に応じて、関係機関（権利擁護センター、成年後見関係機関、その他）につなげる。

## 老人クラブ

- ・ 老人クラブは、高齢者が地域で、友愛訪問活動、ボランティア活動、教養活動、健康増進活動等を行う自主的組織である。訪問販売被害や高齢者の権利擁護に関する啓発を行い、会員一人ひとりに防犯意識を持って、地域の見守りや友愛訪問活動を行う。
- ・ 日常的な見守りの中で、援護を要する高齢者等の異変を感じたら、本人に確認のうえ、地域の民生委員、在宅介護支援センター、市町村等に連絡、相談する。

## 医師会

- ・ 診察を通じて、高齢者等の異変を発見した場合には、本人・家族に確認のうえ、市町村等につなげる。

## 自治会

- ・ 自治会等を通して訪問販売被害や権利擁護等に関する啓発を行い、住民の一人ひとりが防犯意識をもって、地域の見守りを行うと言う気持ちを養成する。
- ・ 日常的な見守りの中で、援護を要する高齢者等の異変を感じたら、本人に確認のうえ、地域の民生委員、在宅介護支援センター、市町村等に連絡、相談する。

## 新聞販売組合

- ・ 毎日の配達時に新聞等のたまり具合を確認、連絡なくたまっている場合は声かけを行い、連絡のとれない場合は市町村、警察等に連絡等する。

## 東京電力(株)

- ・ 防犯のまちづくり協定により協力((高齢者等保護を必要とする人を発見した場合には、速やかに警察又は市町村等関係機関に連絡。犯罪を現に認め、又は犯罪や不審者に関する情報を認知した場合には、積極的に警察等に通報する)
- ・ 使用量が大きく増減した場合、利用者に確認をする。

## (ガス協会)、LPガス協会

- ・ 「埼玉県防犯のまちづくりに関する協定書」に基づき、通常業務の中において、「要支援高齢者」を発見した場合、警察に通報していきたい。
- ・ 普段に比べて、ガスの使用料に異変がある場合は電話もしくは訪問にて確認を行い、確認できない場合は、市町村に連絡等する。

## 金融機関

- ・ 多額の振り込み、引き落としの場合に、本人に確認、必要に応じて関係機関への相談を勧める。
- ・ 訪問販売詐欺等に対する啓発パンフレット等を店内に掲示する。

市町村名	発見するシステム		対象者					協力機関														
	構築	予定	高齢者	知的	精神	身障	児童	社協	老人施設	民生委員	在宅事業	呆老会	老クラブ	医師	自治会	新聞	東電力	ガス	金融	郵便	水道	
北本市	○	構築済	1					1	1					1								
川越市	○	構築済	1					1	1	1	1	1		1	1							
所沢市	○	構築済	1					1	1	1			1		1							
狭山市	○	構築済	1							1												
入間市	○	構築済	1					1	1	1	1		1		1							1
和光市	○	構築済	1					1	1	1	1			1	1							
富士見市	○	構築済	1					1	1	1	1		1		1							
飯能市	○	構築済	1					1	1	1	1											1
東松山市	○	構築済	1	1	1	1		1	1	1	1			△		1	1				1	
小鹿野町	○	構築済	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1							
小深谷市	○	構築済	1														1			1	1	
行田市	○	構築済	1					1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
騎西町	○	構築済	1					1	1	1	1			1								
久喜市	○	構築済	1					1		1	1											
白岡町	○	構築済	1							1												
熊谷市	△	17年度中																				
加須市	△	18年10月																				
大利根町	△	18年10月																				
川島町	△	18年3月	1																			
秩父市	△	18年3月																				
古川市	△	18年3月																				
志木市	△	18年4月																				
越生町	△	18年4月						1	1	1	1			1								
北川辺町	△	18年4月																				
真浦町	△	18年4月	1					1	1	1	1		1	1								1
横瀬町	△	18年5月																				
小川町	△	18年6月																				
桶川市	△	18年7月	1																			
草加市	△	18年7月																				
江南町	△	18年9月																				
ふじみ野市	△	18年度中	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1								
毛呂山町	△	18年度中	1					1	1	1						1					1	1
皆野町	△	18年度中	1					1	1	1				1	1							
越谷市	△	18年度中	1																			
宮代町	△	18年度中																				
上尾市	△	18年中	1					1	1	1	1											
三郷市	△	18年中																				
幸手市	△	18年中	1					1	1	1	1											
さいたま市	△	18年10月																				
鴻巣市	△	18年4月	1																			
蓮田市	△	19年10月																				
日高市	△	19年2月																				
新座市	△	19年4月	1					1	1	1	1			1								
美里町	△	20年頃																				
朝霞市	△	21年3月迄	1							1	1											
岡部町	△	合併(18年1月)以降																				
川本町	×	合併(18年1月)																				
鳩ヶ谷市	×	18年中																				
川口市	×	時期未定																				
蕨市	×	時期未定																				
戸田市	×	時期未定																				
伊奈町	×	時期未定						1	1	1												
三芳町	×	時期未定																				
坂戸市	×	時期未定																				
鶴ヶ島市	×	時期未定																				
鳩山町	×	時期未定																				
滑川町	×	時期未定																				
嵐山町	×	時期未定																				
都幾川村	×	時期未定	1					1	1	1												
玉川村	×	時期未定	1					1	1	1												
吉見町	×	時期未定						1	1	1	1		1									
東秩父村	×	時期未定																				
長瀬町	×	時期未定																				
本庄市	×	時期未定																				
児玉町	×	時期未定																				
神川町	×	時期未定																				
神泉村	×	時期未定																				
上里町	×	時期未定	1	1				1	1	1												
花園町	×	時期未定																				
寄居町	×	時期未定																				
羽生市	×	時期未定																				
南河原村	×	時期未定																				
春日部市	×	時期未定																				
八潮市	×	時期未定																				
松伏町	×	時期未定																				
栗橋町	×	時期未定						1		1	1											1
鷺宮町	×	時期未定																				
杉戸町	×	時期未定																				
県計			30	4	3	3	2	26	22	29	19	1	7	11	8	3	3	1	2	4	6	

構築済：15  
 実施予定：27  
 時期未定：32

# 消費生活緊急速報

平成17年12月1日

要援護高齢者等支援ネットワーク会議 会員様

発信元 埼玉県総務部県民・消費生活課  
(消費生活担当：山永高男、細井哲也)  
048-830-2935 Fax048-830-47502

消費者行政の推進に御理解・御協力賜りまして御礼申し上げます。

下記における情報について、貴会員等の皆様へ周知お願いいたしますとともに、高齢者等の被害防止に御協力くださいますようお願い申し上げます。

## 【緊急情報】

### 松下電器産業（株）に対する緊急命令について

#### － 温風暖房機から一酸化炭素漏洩による中毒の可能性 －

経済産業省は11月29日、松下電器産業(株)が昭和60年～平成4年に製造した温風暖房機から一酸化炭素が漏洩する可能性があることから、同社に対し、該当する製品の回収または点検及び改修、危険性の周知等必要な措置をとるよう、緊急命令を発動しました。

高齢者等の方からの問い合わせや、該当機器を発見した場合は、使用を止め、下記へ御連絡いただくなど、対応をお願い申し上げます。

**連絡先：松下電器産業(株)専用窓口 0120-872-773**

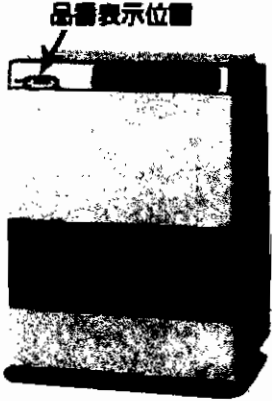
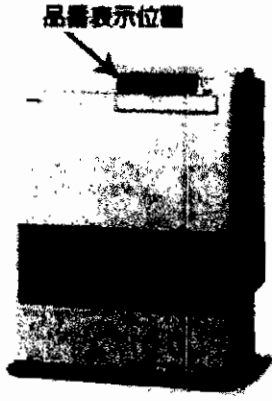

#### 概要

松下電器産業（株）製の温風暖房機については、平成17年1月～4月に暖房機から漏洩した一酸化炭素による中毒事故が3件発生（1名死亡）したため、リコールが開始され、これまでに約36%が措置されています。

しかし、11月21日、1名が死亡する4件目の事故が発生し、今後同様の事故が再発する可能性が高いため、消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令を発動しました。一連の事故は、給気用エアホースに入った亀裂から一酸化炭素が漏洩したことにより発生した可能性が高いと見られています。

対象商品

対象機種の一覧

製品名	FF 式石油温風機	FF 式石油温風機	石油フラットラジアントヒータ
品番	OK-2525 OK-3536 OK-2526 OK-3537 OK-2535 OK-4020 OK-2536 OK-4030 OK-3525 OK-2526HA OK-3526 OK-3527HA OK-3527 OK-4020HA OK-3535	OK-302B OK-303B OK-402B OK-403B	OK-R500F OK-R501F OK-V501F OK-U501AF OK-R800C OK-R800AC
表示位置			
製造年月	1985年10月～1991年4月	1991年4月～1992年1月	1989年8月～1991年4月

その他

製品使用時、異臭・異音・運転停止等の異常に気が付いた場合は、直ちに室内の換気と使用の中止をするよう、松下電器産業（株）から広報されています。

詳細については、以下のHPも参照してください。

- ・ 経済産業省報道発表

<http://www.meti.go.jp/press/20051129002/20051129002.html>

- ・ 松下電器産業（株）「商品に関する大切なお知らせ」

<https://sec.panasonic.co.jp/appliance/info/heating/index.htm>

# 消費生活緊急速報(第2号)

平成 18 年 1 月 25 日

要援護高齢者等支援ネットワーク会議 会員様

発信元 埼玉県総務部県民・消費生活課  
(消費生活担当：山永高男、細井哲也)  
048-830-2935 Fax048-830-47502

消費者行政の推進に御理解・御協力賜りまして御礼申し上げます。

下記における情報について、貴会員等の皆様へ周知お願いいたします  
とともに、高齢者等の被害防止に御協力くださいますようお願い申し上  
げます。

## 【緊急情報】 必ず儲かる？外国為替証拠金取引について

～うますぎる話にはご用心！～

最近、被害の相談が増加している外国為替証拠金取引。相談者が高齢で被害金額が多額であることが特徴です。外国為替証拠金取引は、非常にリスクの高い取引であるため、少額で取引できる反面、預けた証拠金以上の損失が生じるおそれがあることを理解しましょう。

高齢者等の方からの問い合わせなどございましたら、消費生活支援センターや市町村消費生活相談窓口へ御連絡いただくなど、対応をお願い申し上げます。

(相談事例：70代の女性)

訪問してきた業者に外国為替証拠金取引を勧められた。

①「安全な取引で、必ず儲かる」、「外貨預金のようなもの」と説明されたので、その言葉を信じて老後の資金にと貯めていた貯金1,000万円すべてをつぎこんだ。

取引が始まると業者から売り買いについての了解を求める電話が何度もかかってきたが、②内容がわからないまま「はい」と答えてしまった。

そのうち心配になったので、やめたいと思い申し出たところ、「今やめると損ですよ、もう少し取引して損を取り戻しましょう」と言われ、もう少しと思って続けた。③しばらくたって、やっぱりやめようと思い申し出たところ、やめるには、あと300万円必要という。貯金のつもりで始めたのにこんなに損が出てしまい、どうしたらよいか分からない。

事例を始め、外国為替証拠金取引に関する相談では様々な問題があります。この事例の場合、次の①～③の問題点を指摘し、取引を終了した上で返金の交渉をすることになります。

- ① 外国為替証拠金取引に、「安全」「必ず儲かる」ということはありません。むしろ、非常にリスクの高い取引と言えます。「必ず儲かる」など断定的なことを言って、勧誘することは禁止されています。
- ② 取引内容に関する責任は契約者本人にかかってきます。取引内容を理解しない了解は危険です。
- ③ 外国為替証拠金取引は、業者に一定の証拠金を委託することにより、10倍から20倍程の外国為替の売買を行うものです。短期間の取引で預けた証拠金の額を上回る多額の損失が発生する可能性があります。

#### ■ 金融先物取引法の改正のポイント

外国為替証拠金取引の被害が増加したことを踏まえ、金融先物取引法が以下のとおり改正され、平成17年7月1日に施行されました。

- ▶ 金融先物取引業を登録制とし(今年12月末まで経過措置あり)、株式会社や銀行などの金融機関でなければ行うことができないことになりました。
- ▶ 勧誘を望んでいない顧客に対し、業者が訪問したり、電話で勧誘することや契約をしない意思を示した顧客に対する勧誘をすることが禁止されました。
- ▶ 業者は、顧客の知識や経験、財産に照らして不相当と認められる勧誘を行うなど顧客保護に欠けることのないように業務を行わなければならないとされました

#### ■ 取引における注意点

- ▶ 取引内容の説明を受け、十分理解すること。理解できなければ、契約しないこと。
- ▶ 取引相手が十分信頼できる業者であるか確認すること。
- ▶ 取引にはリスクがあることを認識すること。

被害にあったかもしれないと感じたら、早めにお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

相談窓口等については、埼玉県消費生活支援センターのHPも参照してください。

<http://www.kurashi.pref.saitama.lg.jp/sodan.html>